

新	旧
<p><u>(目次)</u>                      第1章～第10章（略）  <u>計画別紙 補助系統に係る事業に概要や割合等を示した一覧表</u>                      参考資料</p> <p>(P. 72)  <u>9-2-4 コミュニティバス（広域循環・巡回バス）・乗合タクシー</u>  <u>施策 運行路線の維持</u>  <u>実施事業 コミュニティバス維持と財政支出の抑制</u>                      現在、協議会から運行事業者へ委託を行っているコミュニティバス・乗合タクシー事業について、今後も路線を維持していくため、財政支出を行っていきながら、運行事業者と運行収支の改善策等について、協議を行っていきます。</p> <p><u>※取組の対象となるコミュニティバスの路線については、P20「コミュニティバス路線図」を参照</u></p> <p>(P. 82)  <u>10-1 推進体制</u>                      前段（略）                      毎年度の実施スケジュールについては、<u>1月～3月頃に開催する協議会</u></p>	<p><u>(目次)</u>  <u>第1章～第10章（略）</u>                      _____                      参考資料</p> <p>(P. 72)  <u>9-2-4 コミュニティバス（広域循環・巡回バス）・乗合タクシー</u>  <u>施策 運行路線の維持</u>  <u>実施事業 コミュニティバス維持と財政支出の抑制</u>                      現在、協議会から運行事業者へ委託を行っているコミュニティバス・乗合タクシー事業について、今後も路線を維持していくため、財政支出を行っていきながら、運行事業者と運行収支の改善策等について、協議を行っていきます。</p> <p>(P. 82)  <u>10-1 推進体制</u>                      前段（略）                      毎年度の実施スケジュールについては、<u>1月頃に開催する協議会におい</u></p>

において、事業者から提供されたデータやアンケート結果等により達成状況を把握し、目標値と照らし合わせて評価を実施。

(P. 83)

資料1 補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表を追加

(P. 84～87)

資料

小城市地域公共交通活性化協議会規約

地域公共交通活性化協議会 委員名簿

て前年度の実施状況を確認し評価を実施。

(P. 83～86)

資料

小城市地域公共交通活性化協議会規約

地域公共交通活性化協議会 委員名簿

# 目 次

第1章	計画の概要	1
1-1	計画の背景と目的	1
1-2	計画区域	2
1-3	計画期間	2
1-4	計画の位置づけ	3
第2章	市の特性	4
2-1	人口特性	4
2-2	市内の主要施設の分布	8
第3章	地域公共交通の現状	12
3-1	道路ネットワーク	12
3-2	公共交通体系	13
3-3	公共交通関連財政支出	26
第4章	住民アンケート調査	28
4-1	調査概要	28
4-2	調査結果	29
4-3	移動特性	31
4-4	直近の公共交通の利用について	36
4-5	コミュニティバスについて	38
4-6	公共交通についての意見	40
第5章	現計画の評価	42
5-1	現計画実施状況	42
5-2	現計画の事業進捗状況評価	45
5-3	現計画の事業進捗状況評価のまとめ	46
第6章	地域公共交通の課題	47
6-1	高齢者のニーズに配慮した公共交通サービスの提供	47
6-2	「交通空白地」を解消するための公共交通の提供	48
6-3	各交通機関の連携強化と役割分担	49
6-4	公共交通関連財政支出の抑制	50
6-5	市民・交通事業者・行政等による協働の仕組みづくり	50
6-6	観光客等の新規利用者の確保	51
6-7	公共交通利用促進のための周知・PR	53

第7章	上位・関連計画の整理	54
7-1	第2次小城市総合計画の概要	54
7-2	小城市都市計画マスタープランの概要	54
7-3	小城市立地適正化計画の概要	55
7-4	小城市道路網整備計画の概要	56
7-5	小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	57
7-6	第2次小城市環境基本計画の概要	57
7-7	第3次小城市地域福祉計画の概要	58
第8章	小城市における地域公共交通の基本理念・方針	59
8-1	基本理念	59
8-2	基本方針	59
第9章	実施事業	61
9-1	施策体系	63
9-2	実施する事業	64
第10章	推進体制	82
10-1	推進体制	82
計画別紙	補助系統に係る事業に概要や役割等を示した一覧表	83

参考資料

### 9-2-4 コミュニティバス（広域循環バス、巡回バス）・乗合タクシー

各地域内の支線交通として、移動手段を持たない市民の方が日常の生活を行っていくうえで必要不可欠な交通サービスとなっております。

併せて、他の公共交通との連携や各主要施設へのアクセスを意識した運行ルートを決めておりますが、近年、利用者は減少傾向となっております。

また、市民の方からは、特にコミュニティバスの運行方法や運行便数等に対する不満や要望があることがアンケート等でも判明しており、こうした課題を解決しながら、市民の方が使いやすい公共交通の実現を目指す必要があります。

#### 関連する課題

- 課題1 高齢者ニーズに配慮した公共交通サービスの提供
- 課題2 「交通空白地」を解消するための公共交通の提供
- 課題3 各交通機関の連携強化と役割分担
- 課題4 公共交通関連財政支出の抑制
- 課題5 市民・交通事業者・行政等による協働の仕組みづくり
- 課題6 観光客等の新規利用者の確保
- 課題7 公共交通利用促進のための周知・PR

#### 関連する基本方針

- 方針1 市民の生活を支える地域公共交通
- 方針2 地域をつなぐ地域公共交通
- 方針3 賑わいをつくる地域公共交通
- 方針4 未来へつなぐ地域公共交通

#### 施策 運行路線の維持

実施事業 コミュニティバス維持と財政支出の抑制

現在、協議会から運行事業者へ委託を行っているコミュニティバス・乗合タクシー事業について、今後も路線を維持していくため、財政支出を行っていきながら、運行事業者と運行収支の改善策等について、協議を行っていきます。

**※取組の対象となるコミュニティバスの路線については、P20「コミュニティバス路線図」を参照**

実施スケジュール					実施主体
R4	R5	R6	R7	R8	小城市 交通事業者
財政支出の実施					

## 第10章 推進体制

### 10-1 推進体制

目標の達成に向けて、市民・交通事業者・行政及び関係機関において、課題や情報を共有するとともに、公共交通事業がまちづくりと連動し、市民生活を支えるシステムとして確立するように推進していきます。

事業の実施については、利用者の意向やニーズにあった利便性が高く、持続可能な地域公共交通の実現に向け、運行内容や仕組みを改善していくことが必要です。このため、各事業の実施においては、PDCAサイクルを活用しながら、小城市地域公共交通活性化協議会において本計画の実施状況を確認し、評価・見直し等を毎年度実施していきます。

**毎年度の実施スケジュールについては、1月～3月頃に開催する協議会において、事業者から提供されたデータやアンケート結果等により達成状況を把握し、目標値と照らし合わせて評価を実施。**6月頃に開催する協議会において、前年度の事業及び数値目標の達成状況や地域の要望等を踏まえ、当年度実施する施策を整理していきます。

また、最終年度である令和8年度においては、本計画の5年間の総合評価を行い、次期計画に繋げていきます。



# 計画別紙

当日差替え資料 議題 2

補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
小城市 (運行は交通事業者に委託)	晴田線	桜楽館	中村停留所	桜楽館	路線定期	フィーダー補助	市内各地（主に小城市晴田地区）を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
	岩松線	桜楽館	横町停留所	桜楽館	路線定期		市内各地（主に小城市岩松地区）を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
	三里線	桜楽館	アイル	桜楽館	路線定期		市内各地（主に小城市三里地区）を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
	北回りコース（右回り）	ゆめりあ	小城駅	ゆめりあ	路線定期		市内各地（主に三日月町北部）を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
	北回りコース（左回り）	ゆめりあ	小城駅	ゆめりあ	路線定期		市内各地（主に三日月町北部）を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
	南回りコース（右回り）	ゆめりあ	江口	ゆめりあ	路線定期		市内各地（主に三日月町南部）を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
	南回りコース（左回り）	ゆめりあ	江口	ゆめりあ	路線定期		市内各地（主に三日月町南部）を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
	勝・柿種瀬線（右回り）	アイル	乙柳公民館	アイル	路線定期		市内各地（主に牛津町北部）を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
	勝・柿種瀬線（左回り）	アイル	乙柳公民館	アイル	路線定期		市内各地（主に牛津町北部）を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
	砥川線	アイル	永田公民館	アイル	路線定期		市内各地（主に牛津町砥川地区）を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
	天満町・芦刈町線	アイル	芦刈庁舎	アイル	路線定期		市内各地（主に牛津町南部から芦刈町北部）を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
	広域線（右回り）	アイル	ゆめりあ	アイル	路線定期		市内各地を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
	広域線（左回り）	アイル	ゆめりあ	アイル	路線定期		市内各地を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
小城タクシー（株）	あしま～る線	社搦	牛王（芦刈庁舎）	牛津駅	路線定期	市内各地（主に芦刈町南部）を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	
	やまびこ線	川内	横町停留所	桜楽館	路線不定期	市内各地（主に小城市山間部）を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	
	江里山・石体線	石体	横町停留所	桜楽館	路線不定期	市内各地（主に小城市山間部）を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	

(備考)

・上記系統については、役割欄に記載のとおり地域にとって重要な役割を担っており、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある